

網走市いじめ防止基本方針

令和元年11月

網走市・網走市教育委員会
(令和5年8月改定)
(令和7年7月改定)

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

本基本方針は児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国、学校、市民、家庭その他が連携して、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下、「法」という。)に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定します。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関わる問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがないようにすることを旨として行わなければならない。

【法第3条第1項】

- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、はやし立てたり、認識しながら放置したりすることがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行わなければならない。

【法第3条第2項】

- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身の保護が最も重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた児童等に非はないことを前提に、学校、家庭、地域住民、関係機関が相互に連携協力し、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

【法第3条第3項】

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対し、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【法第2条】

けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情を調査し、児童等の感じる被害性に着目していじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりえます。このことを踏まえ、より根本的な問題克服のためには、全ての児童生徒を対象とした未然防止の観点が必要であり、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要です。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自己及び他者の存在を等しく認め、尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要です。

いじめの衝動を発生させる原因としては、心理的ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、金銭などを得たいという意識、被害者になることへの回避感情などが挙げられます。

そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係を把握し、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進することは、未然防止の観点から重要です。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気付かなければなりません。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付くにくい判断しにくい形で行われるものです。

そのため、「いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうる」「いじめ見逃しゼロ」という意識を持ち、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知することが必要です。

また、いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要です。

(3) いじめへの対応

いじめの発生が確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要です。

このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対応について理解を深めておくとともに、校長の強力なリーダーシップの下、「学校いじめ対策組織」を中心として組織的にいじめへの対応を行います。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、保護者が子供の教育について第一義的責任を負い、いじめを行うことのないよう、規範意識等を養う指導に努めるとともに、学校と家庭、地域との連携が必要です。

また、コミュニティ・スクールと連携する体制を構築することも必要です。

(5) 関係機関との連携

学校や教育委員会において、いじめに関係した児童生徒に対して、必要な教育上の措置を講じているにもかかわらず、その指導により十分な効果をあげることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、法務局等）と適切に連携していくことが必要です。

特に、いじめが犯罪行為に相当すると認められる場合は、警察への相談・通報を行います。平素から、学校や教育委員会は関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築します。

第2章 「市」が実施すべきいじめ防止等のための施策

1 いじめ防止基本方針の策定、点検、見直し

いじめ防止基本方針に基づく取組がより実効性の高いものとなるよう、その機能状況を点検し、必要に応じて見直しを行います。

2 いじめの防止のための方策

- (1) 学校の教育活動全体を通じ、道徳教育や自己肯定感を育む体験活動等を充実させることで、豊かな心と健やかな体を育成し、規範意識や思いやりの心を育む教育を推進します。また、これらの教育活動の充実を図るため、学校に対し指導・助言を行います。
- (2) 児童生徒及び保護者に対し、いじめに対する理解を深めるための啓発活動を行います。
- (3) 社会全体で児童生徒の健やかな成長を見守るため、学校、家庭、地域社会との連携を円滑にするための支援体制を整備します。
- (4) 市内小中学校の児童生徒が、いじめの根絶や命の大切さなどについて意見交換を行う機会を設定するなど、各学校における望ましい人間関係づくりへの意識を高め、いじめ問題への取組を一層充実させます。
- (5) インターネットパトロール等を実施し、ネットいじめの未然防止を図ります。問題となる情報を発見した場合には、学校と連携・協力して適切な対応を行います。
- (6) 児童生徒及び保護者に対して情報モラル教育等を推進するなど、啓発活動を行います。また、児童生徒や保護者がインターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、関係機関と連携して資料を配布するなどの啓発活動を行います。
- (7) 学校の教育活動全体を通じた性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう「生命の安全教育」の推進を図るため、学校に対し指導・助言を行います。
- (8) 性的マイノリティとされる児童生徒及び多様な背景を持つ児童生徒に対し、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うよう、学校に対し指導・助言します。
- (9) 児童生徒が学級活動や児童（生徒）会活動の中で行う、いじめ問題について考え、議論する活動について学校を支援します。

3 いじめを早期に発見するための方策

- (1) 児童生徒、保護者、教職員及び地域住民がいじめに関する相談を効果的に行えるよう、心理、福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーによるいじめの早期発見や被害者の心のケアに努める相談体制を整備し、学校訪問等により積極的に周知します。

- (2) 児童生徒の一人一台端末や自己所有端末から、匿名で相談・報告が可能なアプリ等を活用することで、児童生徒がＳＯＳを発する際の心理的ハードルを低減します。また、１人１台端末を活用した相談窓口「おなやみポスト」も活用し、北海道教育委員会と連携しながら、いじめ等の早期発見の取組を推進します。さらに、匿名による情報も重要に扱い、学校の迅速で適切な初期対応を支援します。
- (3) 各学校が実施する児童生徒に対する定期的な「いじめに関するアンケート調査」の結果を取りまとめ、状況の把握に努めます。
- (4) 「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮し、早い段階から複数の教職員が連携して的確に関わり、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、積極的に認知するよう指導・助言を行います。
- (5) 児童生徒に対し、自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる取組を学校に推進します。
- (6) リーフレットや相談カードなどを配布し、児童生徒及び保護者に対して、いじめに係る相談を受け付ける体制を周知します。
- (7) 教育専門相談員や教育相談員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置して学校へ派遣するなど、児童生徒及び保護者からの相談を受ける体制の充実を図ります。

4 いじめに対処するための方策

- (1) 教育委員会は、学校で発生したいじめ問題について、校長の強力なリーダーシップの下、「学校いじめ対策組織」による聴き取りやアンケート等を通じた事実確認と迅速かつ適切な対応の徹底について指導・助言を行います。
- (2) 教育委員会は、いじめを受けた児童生徒を含む全ての児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った児童生徒の別室での学習等、法に基づく必要な措置を講じます。
- (3) 児童生徒のいじめを含む教育に関する問題について、児童生徒及び保護者からの相談に応じ、関係機関との連絡調整を行いながら指導・助言を行います。
- (4) いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるものが含まれます。これらについては、学校における適切な指導・支援といじめを受けた児童生徒の意向への配慮の下、早期に躊躇せず警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言します。
- (5) いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が異なる学校に在籍している場合には、教育委員会が学校間の連絡を取り、連携協力体制を構築します。
- (6) インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携して実態把握に努め、当該学校に速やかに連絡を取り、早期対応を行います。

5 組織の設置

(1) いじめ防止等のための対策を適切に行うためには、関係機関との連携が不可欠であるため、法第14条第1項の規定に基づき、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察署、その他関係者等で構成する「網走市いじめ問題等対策連絡協議会」を設置します。

(2) いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、法律、医療、心理又は福祉に関する専門的な知識を有する者、その他学識経験者で構成する「網走市いじめ問題専門委員会」を教育委員会の附属機関として設置します。この専門委員会の委員は、「網走市いじめ問題調査委員会」の委員を兼ねることができるものとします。

(3) 「網走市いじめ問題等対策連絡協議会」と「網走市いじめ問題専門委員会」との円滑な連携を図るとともに、学校のいじめ対応が迅速かつ適切に行われるようにするため、教育委員会に「網走市いじめ対策支援チーム」(以下、「支援チーム」という。)を設置します。

支援チームは、法第28条第1項に規定する重大事態の発生が疑われる場合、学校が主体となる調査の支援を行ったり、調査を行ったりします。支援チームは、学校教育部管理職、学校教育専門相談員、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者で構成することを基本とします。

(4) 法第28条第1項による重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査結果に対する調査(以下「再調査」という。)を行うため、「網走市いじめ問題再調査委員会」(以下「再調査委員会」という。)を設置することができます。

組織の構成は、法律、医療、心理又は福祉に関する専門的な知識を有する者、その他学識経験で構成することを基本とし、調査に係るいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)により構成するなど、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めるものとします。

6 教職員の資質能力の向上

(1) 教職員全員がいじめに対して正しく理解し、適切に対応できるよう啓発します。

(2) 予防的・課題解決的な指導を推進するため、教職員の専門性を高めることを目的に、児童生徒への理解をはじめ、いじめ防止等の対策に関する研修等への参加を促進します。

(3) 教育委員会は、学校評価及び教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な情報共有や組織的な取組等について評価することを教職員に周知徹底するとともに、学校の取組に必要な支援や指導・助言を行います。

7 啓発活動

- (1) いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談制度及び救済制度の具体的内容等について、児童生徒、保護者及び教職員に対し、必要な広報、講演会等の啓発活動を行います。
- (2) 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援を行います。

8 学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行います。また、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の役割が果たされているかどうかを確認し、必要な指導・助言を行います。

第3章 「学校」が実施すべきいじめの防止等のための施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

- (1) 学校は、国の基本方針、北海道の条例及び北海道並びに市が策定した基本方針を参考に、その学校の実情に応じて、いじめの防止等の取組に関する基本的な方向性、取組内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めます。学校いじめ防止基本方針の中核的な内容として、以下の事項が挙げられます。
 - ① 「学校いじめ対策組織」が中心となるPDCAサイクルを意識した取組
 - ② 「学校いじめ対策組織」の活動及び校内研修の年間実施計画
 - ③ いじめの防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な基本方針及びプログラム化された指導内容（いじめ防止プログラム）
 - ④ いじめに関する情報共有の手順及び共有すべき内容
 - ⑤ アンケート調査及び個人面談の実施方法、並びにいじめへの対処方法
 - ⑥ いじめの早期発見・事案対処のためのマニュアル
 - ⑦ 加害児童生徒の成長支援に向けた対応方針
 - ⑧ 全教職員が取り組むためのチェックリスト
- (2) 年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識します。
- (3) 学校いじめ防止基本方針は、学校のウェブサイト等で公表し、入学時及び各年度の開始時に児童生徒、保護者等に説明するとともに、策定・見直しに当たっては児童生徒、保護者及び地域の意見を積極的に取り入れるよう努めます。

2 学校におけるいじめの防止のための組織の設置

- (1) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を平時から組織的かつ実効的に行うため、重大事態が発生した際も、教育委員会と連携して対応するため、校長のリーダーシップの下、複数の教職員等によって構成される組織（以下、「学校いじめ対策組織」という。）を置くものとします。
- (2) これは、いじめの問題を特定の教職員が抱え込むことを防ぎ、組織的に対応するためのものであり、必要に応じて、スクールカウンセラー又はスクールソーシャルワーカー等の学校関係者を構成員に加えるなど、校長が学校の実情に応じて定めるものとします。
- (3) 学校いじめ対策組織の役割として、以下の事項が挙げられます。
 - ① いじめが起きにくい環境づくり及びいじめを許さない意識の醸成
 - ② いじめに関する相談・通報を受け付ける窓口の設置
 - ③ いじめの問題への対応に必要な情報の収集、記録及び共有
 - ④ いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みがあった際の緊急会議の開催、事実関係の把握及びいじめであるか否かの判断
 - ⑤ 被害児童生徒への支援内容及び役割分担等を含む対処計画の策定・実行
 - ⑥ 支援及び指導のための体制、対応方針の決定、保護者との連携等の組織的な対応
 - ⑦ 学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム等）に基づく取組の企画及び計画的な実施
 - ⑧ 学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行）
 - ⑨ 学校いじめ防止基本方針の内容が児童生徒、保護者及び地域住民に容易に理解されるための取組
 - ⑩ いじめに係る相談・通報窓口であること等、「学校いじめ対策組織」の役割の周知

3 いじめの防止

- (1) いじめについての共通理解
 - ① いじめの態様、特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を醸成します。
 - ② 指導に当たっては、いじめは重大な人権侵害であり、被害児童生徒、加害児童生徒、周囲の児童生徒に深刻な影響を与えるもので決して許されないこと、いじめが刑罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生することを理解させる機会を充実させます。
 - ③ 北海道教育委員会「いじめ対応ガイドブック・支援ツール～コンパス～」を活用し、全ての教員が法に基づく適切な対応を行います。
- (2) 人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成
 - ① 学校の教育活動全体を通じて、望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組を充実させます。
 - ② 「ソーシャルスキルトレーニング」等に取り組むとともに、子ども理解支援ツール「ほっと」等を活用し、児童生徒の状況を把握し、不安や悩みにきめ細かく支援します。

(3) 性犯罪・性暴力の防止教育の推進

- ① 学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、「生命の安全教育」を推進します。

(4) 性的マイノリティ及び多様な背景を持つ児童生徒への支援

- ① 性的マイノリティとされる児童生徒及び障がいや外国人等の多様な背景を持つ児童生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

(5) 自己有用感や自己肯定感の育成

- ① 児童生徒の自己有用感、自己肯定感、集団の一員としての自覚及び自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を醸成します。

(6) 児童生徒自らの学びや取組

- ① 児童生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論するなど、いじめの防止に資する活動を推進します。
- ② いじめゼロを目指した児童会・生徒会活動や、ネットいじめ防止のための情報モラル教室などを実施します。

(7) 指導の在り方

- ① 教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により児童生徒を傷つけ、他の児童生徒によるいじめを助長しないようにします。
- ② 指導の在り方に細心の注意を払うなど、いじめの問題への対応力の向上に努めながら、児童生徒が元気で明るく学校生活を送ることができる学校づくりを推進します。

(8) 学校いじめ防止基本方針の周知

- ① 学校いじめ防止基本方針について、学校のウェブサイトや懇談会等を通じて保護者や地域住民に理解できるよう措置を講ずるとともに、入学時、年度初めには必ず児童生徒、保護者、地域住民等に説明します。

(9) その他

- ① いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論するなどいじめの防止に資する活動に取り組み、いじめを止めるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。
- ② 未然防止の基本は、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことです。
- ③ 教職員においても、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

4 いじめの早期発見

- (1) いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われるという認識の下、「いじめ見逃しゼロ」を目指し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知します。

- (2) いじめの事実があると思われるときは、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、情報を共有するとともに、適切に記録しておくなど、学校の組織的な対応につなげます。
- (3) 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、情報の共有に努めます。
- (4) 児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底します。
- (5) 教職員は、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することが、当該児童生徒にとって多大な勇気を要するものであることを理解します。
- (6) 早期発見のための具体策として、北海道教育委員会が実施するアンケート調査や学校独自のアンケート、教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。
- (7) 児童生徒の一人一台端末や自己所有端末から、匿名で相談・報告が可能なアプリ等を活用することで、児童生徒がためらわず相談・報告できる環境を整えます。また、北海道教育委員会の相談窓口「おなやみポスト」を活用し、いじめ等の早期発見の取組を推進します。

5 いじめを受けた児童生徒への対応と支援

- (1) いじめを受けた児童生徒の心理的な状況等を十分に確認し、いじめを受けた児童生徒及び情報を提供してくれた児童生徒を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去した上で、いじめの事実確認を複数の教職員で正確に行う。また、その内容を保護者に伝え、家庭と連携したケアの体制を迅速に構築します。
- (2) いじめを受けた児童生徒にとって信頼できる人物（親しい友人、教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、寄り添える体制を構築し、状況に応じて、教育専門相談員、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の協力を得ながら支援します。
- (3) いじめを受けた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめを行った児童生徒を別室で指導し、状況に応じて出席停止制度を活用するなど、落ち着いて学習できる環境を整備します。
- (4) いじめを受けた児童生徒が、いじめを行った児童生徒との関係改善を望む場合には、学校教職員や保護者等が同席の下、謝罪・和解の機会を設けるなどして、関係修復を図ります。
- (5) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して見守り、十分な注意を払いながら、折に触れ状況を保護者等へ伝達するとともに、必要な支援を行います。

6 いじめを行った児童生徒への指導

- (1) いじめを行ったとされる児童生徒から、複数の教職員で事実関係を聴き取り、いじめがあったと認識された場合、教職員が連携し、必要に応じて教育専門相談員、教育

相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置を講じます。

- (2) 迅速に関係保護者に連絡し、事実に対する理解と納得を得た上で、学校と保護者の双方が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。
- (3) いじめを行った児童生徒には、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分に理解させ、謝罪を含め自らの行為の責任を自覚するよう指導します。
- (4) 児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意し、以後のいじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、警察との連携による措置も含め対応します。

7 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒に対する指導だけでなく、いじめを見ていた児童生徒に対しても、自らの問題として捉えさせ、たとはいじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。また、はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを十分に理解させます。
- (2) 集団で特定の児童生徒を無視したり、嫌な役割を押し付けたりするような雰囲気を広まることのないよう、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育成します。

8 インターネット上のいじめへの対処

- (1) インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう警察等によるネットトラブル防止教室を実施するなど、児童生徒への情報モラル教育の充実に努めるとともに、講演会等、保護者に対して必要な啓発活動を行います。
- (2) 北海道教育委員会や学校が実施するネットパトロールを通して、インターネット上のいじめの早期発見、早期対応に努めます。インターネット上のいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案が犯罪行為に相当すると認められる場合には、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察や法務局等の関係機関への相談・通報を行い適切な援助を求め対応します。

9 いじめの解消

- (1) いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とするのではなく、以下の2つの要件が満たされている場合に解消と判断します。ただし、必要に応じ被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など、他の事情も勘案して判断します。
 - ① 被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が少なくとも3か月間継続して止んでいる状態であること。
 - ② いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、面談等を行った結果、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。
 - ③ 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

また、学校いじめ対策組織は、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察することが必要です。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条第1項に基づき、「いじめにより当該学校に在籍する児童等に『生命、心身又は財産に重大な被害』が生じた疑いがあると認める場合」を指します。「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、具体的には以下の様な場合を指します。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

なお、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱います。これは、児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をせずにいじめの重大事態ではないと断言できないことに留意するためです。

また、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応します。

2 教育委員会及び学校による調査

(1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はこれを市長に報告します。

(2) 調査主体

重大事態調査は、学校が主体となっていく場合と教育委員会が主体となっていく場合があります。その判断は、学校の設置者である教育委員会が行い、いずれの場合も、必要に応じて専門家を参画させます。

学校が主体となる場合、学校はいじめ対策組織を母体として、支援チームから必要な指導・支援を受けて調査を行います。

教育委員会が調査の主体となるのは、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断する場合、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合です。

(3) 調査を行う組織

教育委員会はその重大事態の調査において、自死の疑い等、熟慮を要する事案については「網走市いじめ問題調査委員会」を設け、調査を実施します。ただし、「網走市いじめ問題調査委員会」の構成員は、当該いじめ事案の第三者とし、客観性を保つようにします。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態の調査は、法第28条第1項において、「質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされています。「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰によってどのような態様で行われたのか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったのか、学校・教職員がどのように対応したのかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明らかにすることです。この際、安易に因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査します。

この調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該重大事態への対処及び再発防止を図るものです。

(5) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合の対応

いじめを受けた児童生徒の話を十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員を含む関係者から、いじめ事案に関する十分な聴き取り調査、質問紙調査等を行い、事実関係を明確にします。この際、当該児童生徒や情報を提供した児童生徒の安全確保を最優先とした調査を実施します。

調査による事実関係の確認と並行して、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせます。いじめを受けた児童生徒に対しては、状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰支援や学習支援などを行います。

また、いじめを受けた児童生徒にはスクールカウンセラーや教育相談員などを活用し、継続的に学校生活を支援できる体制を整えます。

(6) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合の対応

いじめを受けた児童生徒の事情により、児童生徒からの聴き取りが困難な場合は、当該児童生徒の保護者の話を十分に聴取するとともに、速やかに当該保護者と今後の調査について協議し、調査を開始します。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられます。

(7) 自殺の再発防止を図るための調査の実施

事実関係を明確にするための調査を踏まえ、必要な場合は、事実関係の確認のみならず、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止を図るための調査を実施します。

(8) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する適切な情報提供の責任

調査主体は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で情報を提供するとともに、必要に応じて経過報告を行います。これらの情報提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行います。

(9) 市長への報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告します。(8)の説明の結果を踏まえ、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付します。

資料1 網走市いじめ対策支援チーム設置要綱

第1条【設置】

網走市いじめ防止基本方針第2章5(3)に基づき、網走市いじめ対策支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置する。

第2条【所掌事項】

支援チームは、次の事項を所掌する。

- (1) いじめ防止等のための対策
- (2) 重大事態の発生が疑われる場合、その調査及び学校が主体となる調査の支援
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

第3条【組織】

- 1 支援チームの委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育長が任命する。

- (1) 学校教育部管理職、教育専門相談員、教育相談員、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー
- (2) 専門的知識及び経験を有する者

- 2 委員の任期は、その職にある期間とする。

第4条【リーダー及びサブ・リーダー】

- 1 リーダーは、学校教育部長をもって充てる。
- 2 リーダーは、支援チームの実務を総理する。
- 3 支援チームに、サブ・リーダー1名を置き、学校教育部次長をもって充てる。
- 4 サブ・リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第5条【招集】

支援チームの招集は、リーダーが行う。

第6条【秘密の保持】

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第7条【委任】

この要綱に定めるもののほか、支援チームの運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月29日から施行する。

いじめ重大事態及びその疑いがある事案発生時における対応フロー図

